

産前・産後期間の国民健康保険税が減額されます

令和6年1月1日施行



対象者 由利本荘市の国民健康保険に加入している令和5年11月以降
出産予定または出産された方

※妊娠85日以上の分娩が対象となります。

(死産・流産・早産された方を含む)

対象期間 出産予定月（または出産月）の前月から4か月間
※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月間

【単胎】

3か月前	2か月前	1か月前	出産月	1か月後	2か月後	3か月後	4か月後
------	------	------	-----	------	------	------	------

【多胎】

3か月前	2か月前	1か月前	出産月	1か月後	2か月後	3か月後	4か月後
------	------	------	-----	------	------	------	------



対象期間の所得割額・均等割額が 年税額から減額されます！

・妊産婦本人に係る分について適用します。

・施行日前の出産の場合でも、対象月が施行日以後に該当する場合は該当月分を免除します。
令和5年11月に出産の場合、令和6年1月分のみ該当します。

要届出

産前・産後のどちらでも届出できます

※出産予定日の6か月前から届出できます

- 必要書類**
- ・母子健康手帳等、妊娠（出産）の事実の分かる書類
 - ・本人、世帯主のマイナンバーの分かる書類
- 届出受付**
- ・由利本荘市役所税務課、各総合支所市民サービス課

- ・届出受付後、減額後の税額は税務課からの通知によりご確認ください。
- ・納付した税額が減額後の税額を上回っている場合は還付します。
- ・課税限度額を超過している世帯の場合、減額にならないことがあります。
- ・税額について、詳しくは下記にお問い合わせください。

○お問い合わせ○

〒015-8501

由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所 税務課

TEL 0184-24-6306 (国保税班)